B　織物

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程			
	紡績工程		織り工程	
		糸を浸染し、又はなせんする工程（注）		織物を浸染し、又はなせんする工程（注）
五〇・〇七 五一・一一―五一・一三 五二・〇八―五二・一二 五三・〇九―五三・一一 五四・〇七―五四・〇八 五五・一二―五五・一六	必要		必要	
		必要		必要
				必要

注　「浸染し、又はなせんする」工程については、第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）に規定する作業を二以上伴わなければならない。

C　工業用の紡織用その他の繊維製品（第五六類から第五九類まで）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	紡績工程	メリヤス編み、クロセ編み、織り又は製品化の工程
五六・〇一―五六・〇三	適用なし	必要
五六・〇四―五六・〇九	必要	必要
五七・〇一―五七・〇二	必要	必要
五七・〇三―五七・〇五	適用なし	必要
五八・〇一―五八・一一	必要	必要
五九・〇一	適用なし	必要
五九・〇二―五九・一一	必要	必要

D　メリヤス編物又はクロセ編物（第六〇類）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程			
	紡績工程		メリヤス編み又はクロセ編みの工程	
		糸を浸染し、又はなせんする工程（注）		織物を浸染し、又はなせんする工程（注）
六〇・〇一―六〇・〇六	必要		必要	
		必要		必要
			必要	
				必要

注　「浸染し、又はなせんする」工程については、第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）に規定する作業を二以上伴わなければならない。

E　衣類、衣類附属品及び紡織用繊維のその他の製品（第六一類、第六二類及び第六三・〇一項から第六三・一〇項まで）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
六一・〇一―六一・一七 六二・〇一―六二・一七 六三・〇一―六三・一〇	必要	必要

附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項

1　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
2　輸入者（適当な場合には荷受人）の氏名又は名称、住所及び国名
3　証明番号
4　産品の原産国
5　仕入書の番号及び日付
6　輸送手段の詳細（判明している場合）
7　統一システムの関税分類番号
8　記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
9　数量（単位）
10　原産性の基準
11　その他の事項（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）
12　輸出者の申告
13　証明

附属書四（第七章関係）　金融サービス

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第七・二条(m)に規定するサービスの提供をいう。

第二条　定義

1　この附属書の規定の適用上、

(a)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再再保険

(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(ii)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(A)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(B)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(C)　ファイナンス・リース

(D)　全ての支払及び送金のサービス（クレジットカード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(E)　保証

(F)　自らのため又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（例えば、スワップ、金利先渡取引の商品）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）